

第10回「山の日」記念全国大会協賛要領

令和8年1月14日10山全実第6号

(趣旨)

第1条 この要領は、第10回「山の日」記念全国大会（以下「本大会」という。）の趣旨に賛同する個人又は法人若しくは団体等（以下「企業等」という。法人化されていない個人事業主・団体を含む。）が、本大会及び本大会の関連行事（以下「本大会行事」という。）に協賛する際に必要な事項を定める。

(協賛)

第2条 この要領において、協賛とは、企業等が第10回「山の日」記念全国大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対して行う次の各号に掲げる行為とする。

- 一 資金協賛 本大会行事の実施に要する資金（以下「協賛金」という。）の提供
- 二 物品協賛 本大会行事の実施に要する物品（スタッフユニフォーム、参加者への土産品等のノベルティ及び会場装飾品、広告等。以下「協賛物品」という。）の提供
- 2 前項第1号に規定する協賛金は、3万円以上（個人については一口1万円以上）とする。資金協賛の種類については、別表「協賛者特典一覧」（以下「特典一覧」という。）のとおりとする。
- 3 第1項第2号に規定する協賛物品は、物品協賛を行おうとする企業等と実行委員会が協議し決定することとする。

なお、協賛物品には、協賛する企業等の名称を表示することができる。

(募集期間)

第3条 募集期間は、令和8年4月30日（木）までとする。

ただし、企業等から特段の申込があり、実行委員会が認めた場合はこの限りではない。

(協賛の依頼)

第4条 実行委員会は、本大会の趣旨に賛同する企業等に対して協賛を依頼する。

(協賛の申込等)

第5条 協賛を行おうとする企業等は、あらかじめ第10回「山の日」記念全国大会協賛申込書（別記様式第1号。以下「申込書」という。）を実行委員会会長に提出して協賛を申し込むものとする。

- 2 実行委員会会長は、申込書の提出があった場合、第12条各号のいずれにも該当しないと認めるときは、速やかに受理し、申込者に対し第10回「山の日」記念全国大会協賛申込受理書（別記様式第2号。以下「受理書」という。）により受理した旨を通知する。

(協賛金の支払等)

第6条 第2条第1項第1号に規定する資金協賛を行おうとする企業等は、前条第2項による通知を受けた場合、受理書とともに送付される請求書により実行委員会に協賛金を納入する。

- 2 実行委員会は、協賛金の入金確認後、速やかに第10回「山の日」記念全国大会協賛受領書（別記様式第3号。）を発行する。

(協賛物品の受納等)

第7条 第2条第1項第2号に規定する物品協賛を行おうとする企業等は、第5条第2項による通知を受けた場合、実行委員会が指定する方法により、協賛物品を納品する。

- 2 第2条第3項により協賛物品に企業等の名称を表示する場合の文字サイズ等は実行委員会で指定するものとする。

- 3 複数の企業等から同一又は類似の物品協賛の申込があり、かつ、必要数以上となった場合には、申込受諾の可否について、資金協賛等の協賛状況及び申込順を勘案し総合的に判断する。

(協賛の特典等)

第8条 第2条第1項第1号に規定する資金協賛に係る協賛者特典は、特典一覧のとおりとする。

- 2 第2条第1項第2号に規定する物品協賛に係る協賛者特典は、実行委員会が、協賛内容から換算した金額により特典一覧の協賛金額の区分に応じたものとする。

(特典の提供時期)

第9条 特典の提供時期は、申込書の提出があり、受理書を通知した後とする。

(協賛金の使途)

第10条 協賛金は、その全てを本大会の目的を達するために必要な経費に使用し、目的外の使途には使用しないものとする。

(特典譲渡の禁止)

第11条 企業等は、提供された特典を第三者に移転又は譲渡してはならない。

(協賛申込の不受理等)

第12条 実行委員会会長は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、申込書を受理しないものとし、申込者に対しその旨通知する。

- 一 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とする者、又は本大会を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用する恐れのある者
- 二 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である場合
- 三 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である場合
- 四 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名稱を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する

者の権限を代行し得る地位にある者を含む。以下同じ。) をいう。) を、法人以外の団体にあっては代表者、理事、その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。) が、暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している場合

五 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、若しくは雇用している場合

六 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。)を利用している場合

七 役員等が、暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している場合

八 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している場合

九 役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している場合

十 法令又は公序良俗に反する者

十一 本大会の品位を傷つけ、又は本大会への正しい理解を妨げる恐れのある者

十二 その他実行委員会会長が不適当と判断する者

(特典提供の停止)

第13条 実行委員会は、協賛者が次の各号のいずれかに該当するときは、特典の提供を停止することができるものとする。

一 協賛者の協賛内容について、不正の事実を発見したとき

二 協賛者が故意又は重大な過失により、実行委員会又は第三者に損害を与えたとき

三 その他実行委員会が、特典の提供を停止する必要があると認めたとき

(協賛金等の取扱い)

第14条 前条の規定により特典の提供を停止した場合であっても、実行委員会は、協賛者から納付された協賛金や提供された協賛物品等の返還は行わないものとする。

(賠償責任)

第15条 協賛者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その損害を賠償するものとする。

一 協賛の実施にあたり、自らの責めに帰すべき理由により、実行委員会又は第三者に損害を与えたとき

二 第13条の規定による特典提供の停止を受けたことにより、実行委員会又は第三者に損害を与えたとき

(免責)

第16条 協賛者が第13条の規定による特典提供の停止又は前条の規定による第三者への賠償による損害を受けた場合においても、実行委員会はその責めを負わないものとする。

(業務の外部委託)

第17条 実行委員会は、本大会の成功に向け、目的達成のために効果的と考えられる場合は、協賛の募集や管理業務等の一部を外部に委託することができる。

(会計報告)

第18条 協賛金の会計報告は、実行委員会に係る会計の清算後に、実行委員会の承認を得て行うものとする。

(中止)

第19条 社会情勢の著しい変化、大規模災害又はその他やむを得ない事情により大会を中止する場合、既に受領した協賛金等は返還しないものとする。

(その他)

第20条 この要領に定めるもののほか、協賛の実施に関し必要な事項は、実行委員会事務局長が定める。

附則

この要領は令和8年1月14日から施行する。